豊中市軽度生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市軽度生活援助事業(以下「事業」という。)は、要援護高齢者及び ひとり暮らし高齢者(以下「高齢者」という。)に対し、軽易な日常生活上の援助 を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進 行を防止し、在宅の高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活すること を支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は豊中市とする。ただし、市長はこの事業を公益社団法 人豊中市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に委託 して実施するものとする。

(事業の委託)

- **第3条** 前条により委託する場合、市長は実施団体のシルバー人材センターと委託契 約を締結するものとする。
- 2 委託料は、別に定める。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、令和6年3月31日までに事前登録のある市内に居住する、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。ただし、介護保険の給付でサービスを受けられる者は除く。

(事業の内容等)

第5条 この事業により提供する援助(以下「サービス」という。)内容は、シルバー人材センターと協議の上、市長が必要と認められるものとする。

(サービスの回数等)

- 第6条 この事業によるサービスの回数及び時間は、1週間に1回2時間以内とする。 (利用の申込み)
- 第7条 利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)がサービスを利用する場合は、「豊中市軽度生活援助事業利用申込書」(様式第1号)をシルバー人材センターへ提出するものとする。

(利用の停・廃止)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号に該当するときは、この事業を停止又は廃止し、 「豊中市軽度生活援助事業利用停止・廃止通知書」(様式第2号)により利用者に 通知するものとする。
 - (1) 利用者から停止又は廃止の申出があったとき
 - (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき
 - (3) 市内に居住しなくなったとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) その他、市長が必要でないと認めたとき

(利用の記録等)

第9条 実施団体の長は、利用者へのサービス内容及びこの事業の収支の経理状況を明らかにする記録を整備しておくものとする。また、サービス提供時に、「豊中市軽度生活援助事業利用者台帳」(様式第5号)へ利用者の署名をもらうものとする。

(費用の支弁)

第10条 市長は、第8条により決定した軽度生活援助事業の利用者につき、サービス 提供に要する費用を委託したシルバー人材センターに対し支弁する。ただし、次条 に規定する費用は除くものとする。

(利用者の費用負担)

第11条 この事業の利用者は別紙に掲げた軽度生活援助事業のサービス提供に要する費用のうち3割相当額を利用料として実施団体のシルバー人材センターに支払うものとする。

(関係機関との連携)

- 第12条 市長は、この事業実施に当たり、実施団体と連携を密にするとともに、他の福祉・保健サービスとの総合的・効果的な運営に努めるものとする。
- **第13条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、市 長が別に定める。

附 則

(その他)

- この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

豊中市長あて

住所

申込者 名前

利用者との続柄

電話番号

豊中市軽度生活援助事業利用申込書

豊中市軽度生活援助事業の利用につきまして下記のとおり申し込みます。

利用者	住所				電	話番号						
	名前				生	年月日	年	月	日			
利用日時			年	月	日	時~						
利用内容 (該当するも のに○をつけ		1.		1	1.							
		2. 12.										
		3. 13.										
		4. 14.										
		5. 15.										
		6. 16.										
てくださ	(/ /°)	7.		1	7.							
		8.										
		9.										
		10.										

事前登録の内容に変更がある場合は、下記までご連絡ください。

(お問合せ)

豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

第号年月日

様

豊中市長

豊中市軽度生活援助事業利用停止 · 廃止通知書

豊中市軽度生活援助事業の利用につきまして下記のとおり決定しましたので通知します。

利用者	住所						電話	番号			
	名前						生年	月日	年	月	目
軽度者	番号										
決定日					年	,	月	日			
決定内容				廃	止	•	停	止			
廃止・停止理由											

(お問合せ)

豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL - -

豊中市軽度生活援助事業利用者台帳

名前				
住所				
軽度 番号				
利用年月	月日 利用時間 サービス提供内容		サービス提供内容	署名